

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土港第5224号

一般競争入札方式（単体発注）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年2月17日

沖縄県知事 翁長 雄志



1. 業務の概要

- (1) 業務名：中城湾港（新港地区）東埠頭上屋新築工事監理業務
- (2) 建設場所：沖縄県うるま市地内
- (3) 業務概要：中城湾港（新港地区）東埠頭上屋新築工事に係る監理業務
- (4) 履行期限：契約日の翌日から224日間

2. 入札参加者に要求する資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 沖縄県土木建築部における平成27・28年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
- (3) 入札参加資格審査申請書等の提出期限日から落札者決定の日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にとっては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にとっては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

- (7) 沖縄県中部土木事務所管内に主たる営業所があること。

- (8) 以下のア及びイ全ての項目に該当する1件以上の実績（以下「業務実績」という）を有していること。

ア 平成17年4月1日以降、入札日までに契約履行が完了した業務実績

イ 以下を満たす施設に係る業務実績

建築物用途 平成21年国土交通省告示第15号別添2 第一号又は第二号に掲げる施設
主たる構造 鉄骨造
延べ面積等 1,000㎡以上
業務内容 設計業務又は監理業務（ただし、改修工事に係る業務は含まない）
発注者 国、他の地方公共団体（※1）、その他の公共団体（※2）又は独立行政法人等（※3）（以下、「公共団体等」という。）

※1 他の地方公共団体は、地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体をいう。

※2 その他の公共団体は、公共組合（健康保険組合、土地区画整理組合、土地改良区、農業共済組合等）、営造物法人（公庫、公団、事業団）、地方三公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公団）をいう。

※3 独立行政法人等は、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方共同法人をいう。

(9) 参加者は、1名以上の一級建築士が所属している事務所であること。

3. 配置技術者に要求する要件等

(1) 管理技術者(※4)として一級建築士が配置できること。

(2) 建築及び設備の各担当技術者を配置する。

各担当技術者は、担当業務分野毎に下表に掲げるいずれかの資格を有する者で、設計業務又は建築工事に係る監理業務の実務に3年以上従事した者であること。

表

分担業務分野	資 格
建 築	一級建築士、二級建築士
設 備	建築設備士、一級建築士、設備一級建築士、二級建築士、 一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士、 一級管工事施工管理技士、二級管工事施工管理技士、 その他建築設備の設計又は監理業務に関して、5年以上の 実務経験を有する者

(3) 管理技術者は、過去6ヶ月以上にわたり入札参加者と直接的な雇用関係があること。

(4) 管理技術者は平成17年4月1日以降に完了した1件以上の業務実績を有していること。
なお、「平成17年4月1日以降に完了した業務実績」とは2.(8)による。

(5) 分担業務分野が「建築」の担当技術者は、入札参加者の組織に所属していること。

(6) 管理技術者及び各担当技術者は、それぞれ1名ずつで兼任していないこと。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県土木建築部港湾課港湾班
TEL 098-866-2395 FAX 098-866-2468

(2) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成28年2月17日（水）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。

【入札情報システム】 <https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000>

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書等の提出方法等

ア 入札参加資格審査申請書の提出

入札参加資格審査申請書は、持参により提出すること。

(ア) 受付期間 平成28年2月17日（水）から平成28年2月26日（金）までの間、平日9時00分から17時00分まで。

(イ) 受付場所 上記(1)に同じ

(ウ) 提出書類 入札説明書による

イ 入札参加資格の確認結果通知

平成28年3月8日（火）（予定）までに通知する。（電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は書面にて通知する。）

ウ 入札日時等

入札の日時等は以下を予定している。入札書は持参により提出することとし、郵送又は電報による入札は認めない。

日時：平成28年3月17日（金）10時00分

場所：沖縄県庁11階 第2入札室

※入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

5. その他の留意事項

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条及び契約書の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものである場合についてはこの限りではない。

(3) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものである場合についてはこの限りではない。

(4) 積算内訳書の提出

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。

(5) 入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした場合、又は書類に不備のある場合は無効とする。

(6) 関連情報の問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部港湾課港湾班

TEL 098-866-2395 FAX 098-866-2468

(7) 詳細は、入札説明書、沖縄県土木建築部競争入札心得による。

(8) 最低制限価格等

ア 本業務は、沖縄県財務規則第129条に基づき、予定価格（予定価格を構成する各部分）に次の割合を乗じて得た額の合計額に、業務委託の難易度、規模、履行期間等を考慮して、その額の100分の1の範囲内で減じた価格を最低制限価格として定める。

(ア) 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）の部分

a 直接人件費の額

b 特別経費の額

c 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

d 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

イ 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。

エ 本業務の予定価格は落札者決定後公表するものとする。